

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和3年8月5日（木） 【時間】10時00分～ 11時30分		
会議録の 公開・非公開の別	公開	【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室 【傍聴人数】3名		
【名称】令和3年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	池内	山本	細井	南方
○	○	○	○	○
《施設所管課》観光課：船橋課長、竹川担当員 《事務局》財務部：寺本部長、藤川理事 行財政改革課：小林課長、滝石主幹、光浦主査、濱口担当員				
【議題等】 1. 岸和田城及び二の丸広場観光交流センターにおける指定管理者の募集関係資料の審議 2. だんじり会館及び市営駐車場における指定管理者の募集関係資料の審議 3. その他				
1. 岸和田城及び二の丸広場観光交流センターにおける指定管理者の募集関係資料の審議 観光課より岸和田城及び二の丸広場観光交流センターにおける指定管理者の募集関係資料に関して説明 【質疑・意見概要】 委員：別紙2の管理物件平面図は、現在の観光交流センターとかけ離れているが、市の責任で元に戻すのか。 所管課：現指定管理者に令和4年3月31日には原状復帰してもらう予定である。別紙2の状況と現在の施設の利用の仕方とは異なるが、市の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、別紙3のような竣工当時の状態に戻してもらう予定である。その上で、自主事業を想定しているスペース以外の展示用の設備やベンチの設置等は市の方で準備させてもらう予定である。 委員：これまで、岸和田城と二の丸広場観光交流センターの指定管理者はそれぞれ別の事業者だったが、今回この2施設を一緒に公募することにしたのはどういった理由なのか。どのような目的や事業展開を想定しているのか。 所管課：それぞれの施設の条例に定められている設置目的に沿って、歴史文化の情報発信に努めているが、なかなか広く伝わっていない部分があった。そのため、より一層の情報発信の強化と施設の活用を図るために、2施設を一体として公募することにした。企画提案事業は共通する部分があり、2施設が連携して行うことで、より事業効果が上がると考えている。岸和田城に関しては、自主事業として活用してもらえるスペースが少ないので、観光交流センターの方でも歴史文化の情報発信や市民の憩いの場として活用してもらえることを期待している。それぞれの施設の特性を活かし、歴史文化の情報発信に努めてもらいたいと考えている。 委員：自主事業の定義は何か。 所管課：自主事業は指定管理者の独立採算で行ってもらい、実施に伴う責任も全て指定管理者が				

負うものと考えている。ただし、自主事業は義務ではなく、事業者からの提案で実施してもらうものである。

委員：仕様書に自主事業の例が記載されていると、義務的なものと捉えられかねないと思った。自主事業と企画提案事業の区別を明確にした方が良い。岸和田城の仕様書P.11の⑦に「提案した自主事業は、市が認める場合を除いて、協定に定めて実施を義務付ける」とあるが、提案するともうやめられないということだと思うが、それで問題ないのか。

所管課：自主事業の提案自体が、事業者の任意であるということと、また、審査基準の中に自主事業についての項目があるため、提案したからには、必ず実施してもらうということを協定に定めることにしており、そこは特に問題ない考える。

委員：募集要項のP.8に企画提案事業の収入が事業費を超過した場合は、超過分を施設の管理運営費に充てると記載されているが、これで問題ないのか。

事務局：運用指針に明確に定めているものではないが、企画提案事業は市から実施を義務付けるものになるため、収入が厳しい状況であれば、公費で補填することも必要であり、逆に収益が大きい場合は指定管理業務全体の費用としてみなし、超過分を管理運営費に充てることが好ましいと考えている。

委員：募集要項P.14（7）財務状況の確認について、P.11の（タ）の財務関係書類を参照させるようにするなど、分かりやすく記載すべきではないか。そのほか、「毎事業年度終了後2ヶ月以内に決算書を提出」というのは期間が短いと思う。

事務局：そのように修正する。決算書についても期間を改める。

委員：募集要項P.8の申請資格の要件と指定管理の運用指針のP.24の資格要件は整合が取れていない。募集要項では地方自治法244条の内容の記載があるが、運用指針にはない。また、運用指針のP.24（2）②と③の地方自治法施行令第167条の4について、同じような内容が記載されている。今後、運用指針の改訂の際は修正してもらいたい。

事務局：運用指針については、事務局が管理しているので、事務局側で修正し、庁内へ周知する。

委員：運用指針のP.33に基本協定の必須規定項目の中にリスク分担が規定されているが、基本協定書案を見せてもらおうと、記載がなかった。協定書にも記載しておくべきではないか。

所管課：仕様書のみリスク分担を掲載していたので、基本協定書にも掲載するよう修正する。

委員：自主事業については、これまで曖昧な運用をされてきたため、運用指針を策定するときから、しっかりと議論をしていこうという経過があった。自主事業という名の企画提案事業のような行政側がお願いする事業であったり、事業者側からの提案が出た際に、施設目的から逸脱していないかのコントロールが必要な事業であったり、幅広い事業が多くあった。これらをきちんと整理しないと、自主事業という名で勝手に運用する現象が多く行政で起きていた。そういった経緯から運用指針の整理が始まった。一方、企画提案事業は、最終的に行政責任で行う事業であり、事業の収支がプラスになろうがマイナスになろうが関係なく、行政側の歳出・歳入で処理すべきと考えている。今後この件については、事務局と検討・研究をしていきたい。

2. だんじり会館及び市営駐車場における指定管理者の募集関係資料の審議

だんじり会館及び市営駐車場における指定管理者の募集関係資料について説明

【質疑・意見概要】

委員：だんじり会館の施設概要書には、博物館とされているが、この表現で問題ないのか。従来通りの施設の使い方から異なるのか。博物館法に則ったことなのか、また、博物館となると、学芸員等の配置が必要にならないかなど、確認したうえで表現した方が良い。そのほか、募集要項P.5の修繕料について、1件につき50万円以上の修繕は市が対応と記載しているが、仕様書のリスク分担にはだんじり会館が50万円、駐車場30万円とされている。だんじり・駐車場の募集要項P.5の①のような表現で、同じように分けて記載されてはどうか。④も同様に分けて記載した方が良い。

所管課：だんじり会館の使い方を特に変えるわけではないので、学芸員を配置する予定は考えていない。博物館法等を確認し、表現を見直す。修繕料の記載方法についても、だんじり会館と駐車場を明確にするよう修正する。

委員：だんじり会館の周辺地域は市の観光資源における重要な施設が集まっているので、他施設との連携が大事になると考える。他施設との協議会や共通の企画事業を行うなど、そういったことは考えているのか。

所管課：岸和田城、だんじり会館、五風荘、観光交流センターなどの指定管理者が集まって、城周辺でサミットのような会議体をもっている。現在、コロナ禍で開催ができていないが、今後も続けていくつもりである。募集要項や仕様書にはそのことは盛り込んでいない。

委員：そういったことに関連して、募集要項P.3(8)が抽象的で分かりにくいので、観光課が考えている施策や計画などの内容を記載するなど、もう少し検討が必要だと考える。

所管課：募集要項等の記載内容を検討したいと思う。

委員：前回の審議の浪切ホールもそうだったが、計画と業務要望の整合が取れているのか。今回は観光振興計画との整合が取れているか、事業者へ丸投げになっていないか等を今一度検討してもらいたい。また、審査基準について、2施設をまとめて審査をすることになっているが、施設それぞれの目的や役割が違っているので審査が難しい。審査基準を施設ごとに分けてもらいたいというわけではないが、どのように審査をすべきか。

所管課：総合的に審査いただきたいと思う。

委員：駐車場に関しては、定型的な反復サービスの供給ということになり、効率性やコスト、安全性などが重視されるが、だんじり会館については、コストを重視するよりも、有効な郷土資料館のため、専門性を活かしてどのように施設を使っていくかという点が重視される。総合的に審査をするが、難しいと思う。専門性をどこで評価するのか、だんじりの詳しいことを知っている職員がいるのか、解説のできる職員はいるのか、そういった点から、事業者が熱意を持ってこの事業を受けようとしてくれているのかを判断できるようにしてもらいたい。そういったことを審査ができる審査基準であると良い。審査基準の自主事業については、自主事業という言葉ではなく、啓発や発展、研究といった表現にしてはどうか。そのほか、周辺にまちづくりの館があり、一体となって、観光や文化の振興に資するという事が抜けているのではないかな。もっとまちづくりのことも記載してもらいたい。文化振興計画と観光振興計画をどのように連動できているのか、事務局にもそこは考えてもらいたい。

3. その他

行財政改革課より第3回、第4回の岸和田市指定管理者審査委員会のスケジュールについて説明。

以上